

● 令和9年2月使用分からの水道料金の改定額例（10円未満切り捨て）

【口径が13mmで、1カ月の使用水量が10㎡以下の場合】

現行		改定後		
基本使用料（10㎡まで）	1,044円	基本使用料（10㎡まで）	1,201円	160円の増
メーター使用料	56円	メーター使用料	64円	
	1,100円		1,260円	

【口径が13mmで、1カ月の使用水量が20㎡の場合】

現行		改定後		
基本使用料（10㎡まで）	1,044円	基本使用料（10㎡まで）	1,201円	370円の増
超過料金（10㎡超）140円×10㎡	1,400円	超過料金（10㎡超）161円×10㎡	1,610円	
メーター使用料	56円	メーター使用料	64円	
	2,500円		2,870円	

● 改定の背景と現状

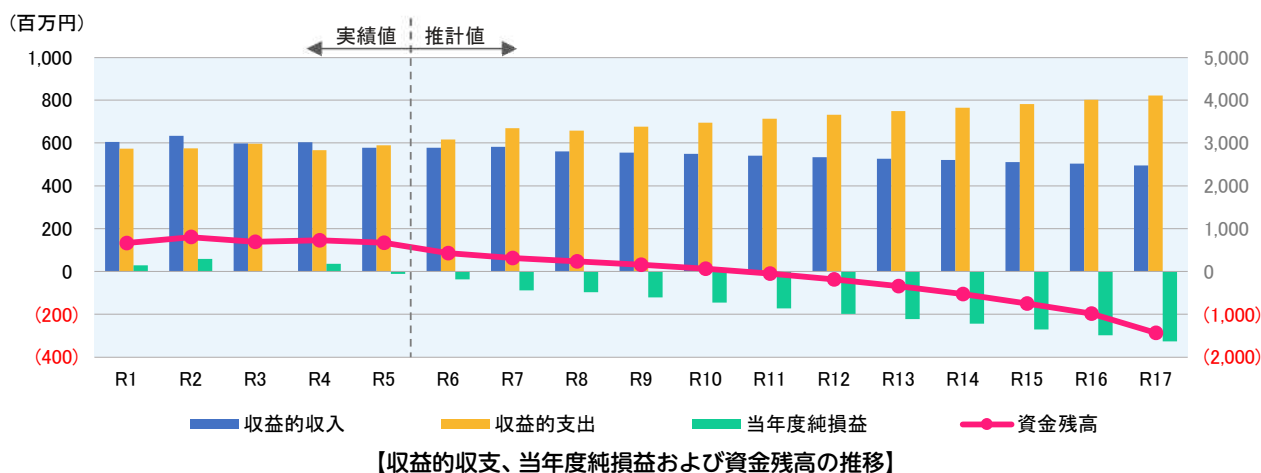
1. 水道料金収入の減少

水道事業は、独立採算制の公営企業会計であり、税金ではなく水道料金を主な収入とし、施設の整備・維持管理の運営を行っています。

これまで本市の水道料金は、消費税率の改定を除き、合併後の平成18年度に旧町村で異なっていた料金を統一してから20年間料金改定をせずに据え置いてきました。

しかし、人口減少や節水機器の普及などにより使用水量が減少していることに加え、物価高騰による維持管理費用、施設・管路の老朽化による更新費用が増加しており、令和5年度からは純損失（赤字）を計上しており、極めて厳しい状況が続いています。

現状の料金水準では、純損失（赤字）は今後拡大し、令和11年度には資金不足が発生する見込みです。



2. 施設の更新・耐震化

浄水施設やポンプ場など、過去に整備した施設や管路は老朽化が進んでおり、順次更新が必要な状況です。老朽管による漏水も多発しており、また、地震・災害などの自然災害に備えた管路の耐震化を計画的に進めていく必要があります。

このような中、安定した事業運営を行い、施設や管路の更新・耐震化を進めていくためには、水道料金の改定が避けられない状況です。

物価高騰の中、水道利用者の皆さまにはご負担をお願いすることになりますが、今後も施設や管路の更新・耐震化に取り組み、安心して水道をご利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

● 問い合わせ 水道課 ☎22-2256 FAX22-2254

令和9年2月使用分（令和9年4月請求分）から

水道料金を改定します

● 改定の内容

令和9年2月使用分から適用となり、令和9年4月請求分から新料金になります。

なお、改定に伴う急激な負担増による生活への影響を考慮し、激変緩和措置として段階的に改定します。

【新料金表】

単位：円（税込）

項目	水量	現行	令和9年2月使用分（4月請求分）	令和10年2月使用分（4月請求分）	令和11年2月使用分（4月請求分）以降
基本料金	10㎡まで	1,044	1,201	1,409	1,618
超過料金	10㎡を超える1㎡につき	140	161	189	217

項目	口径	現行	令和9年2月使用分（4月請求分）	令和10年2月使用分（4月請求分）	令和11年2月使用分（4月請求分）以降
メーター使用料	13ミリ	56	64	76	87
	20ミリ	104	120	140	161
	25ミリ	110	127	149	171
	30ミリ	157	181	212	243
	40ミリ	208	239	281	322
	50ミリ	770	886	1,040	1,194
	75ミリ	1,100	1,265	1,485	1,705
	100ミリ	1,570	1,806	2,120	2,434

※水道料金は、基本料金と超過料金（10㎡を超える分）ならびにメーター使用料を加えて計算します。

※合計金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※今回の料金改定では下水道使用料に変更はありません。

また、激変緩和措置にともなう負担軽減分を一般会計からの繰入金による財政支援で補います。

	令和9年2月使用分から 令和10年1月使用分まで	令和10年2月使用分から 令和11年1月使用分まで	令和11年2月使用分以降
現行	一般会計から繰入予定	一般会計から繰入予定	現行から 55%増
	現行から 15%増	現行から 35%増	

